

長崎南町自治会長 殿

退会承諾書

1. ビン・缶・ペットボトルなどの資源ゴミについては、分別仕分けを当番制で隣組が行っているため、自治会員以外の世帯は長崎南町自治会内の集積場には出すことが出来ません。
ご自身で清掃センターに出してください。
2. 可燃ゴミに関しては、ルールを守って出すことが出来ますが、年末年始の収集日程の情報は、ご自身で静岡市のホームページなどで取得してください。
3. 長崎南町自治会内の可燃ゴミおよび資源ゴミの集積場が変更になった場合も、自治会員以外の世帯にはお知らせ出来ません。万が一、ルールを遵守しない場合、罰せられることもあります。
(ルールを遵守しないとは収集日時以外に出すことや可燃ゴミ以外のものを出すことなども含まれます)
4. 静岡市から配付される、「広報しずおか」をはじめ、学校や警察、社会福祉関連などの情報を受け取れなくなります。
5. 長崎南町自治会内のインフラ工事に関する情報も事前に受け取ることが出来ません。
6. 災害時の自治会の避難地運営においては、公平性を保つため、避難者の自治会館への受け入れ、救助活動、水や食料などの救援活動は自治会員の世帯が最優先されます。
※静岡市からの支援物資については、この限りではありませんが、静岡市の災害時の支援活動開始は発災後 5 日から 7 日程度とされています。
7. 道路や側溝などの修繕依頼や騒音などのご相談(苦情や要望)は静岡市に直接、ご相談ください。
8. 訃報のお知らせについても自治会員以外の世帯には回覧されません。

上記事項を十分に理解し、退会することに承諾いたします。

令和 年 月 日

住所: _____

世帯主氏名: _____

隣組番号: _____

代筆の場合、署名者のお名前: _____

続柄: _____